

公益財団法人東京都北区体育協会

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、東京都北区情報公開条例（平成12年12月東京都北区条例第63号。以下「条例」という。）第24条第1項及び公益財団法人東京都北区体育協会（以下「体協」という。）定款57条に基づき、体協が情報の公開を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「情報」とは、体協の役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該役職員が組織的に用いるものとして、当該協会が現に保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されたものを除くものとする。

2 この規程において、「公開」とは、情報（この規程の施行日以降に職務上作成し、又は取得した情報に限るものとする。）について、閲覧、視聴又は写しの交付等を行うことをいう。

(体協の責務)

第3条 体協は、この規程の解釈及び運用に当たっては、区民の情報の公開を申し出る権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この規程により情報の公開を申し出ようとするものは、この規程の目的に即し、適正な申し出に努めるとともに、情報の公開を受けたときは、これによって取得した情報を適正に使用しなければならない。

(情報の公開の申出ができるもの)

第5条 次の各号に掲げるものは、協会に対し、情報の公開を申し出ることができる。

- (1) 区内に住所を有する個人
- (2) 区内に存する事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）に勤務する者
- (3) 区内に存する学校に在学する者
- (4) 区内に事務所等を有する個人又は法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協会が保有している情報の公開を必要とする個人又は法人その他の団体

（情報の公開の申出方法）

第6条 情報の公開を申し出ようとするもの（以下「申出者」という。）は、体協に対して、必要事項を記載した情報公開申出書（別記第1号様式、以下「公開申出書」という。）を提出しなければならない。

- 2 体協は、公開申出書に形式上の不備があると認めるときは、申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることとし、申出者が補正を行わない場合には、公開の申出（以下「公開申出」という。）に応じないことができる。

（情報の原則公開）

第7条 協会は、前条の規定により、公開申出があったときは、公開申出に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、申出者に対し、当該情報を公開するものとする。

- (1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが規定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国及び地方自治体並びに協会自身を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 体協並びに国及びその他の地方公共団体の内部又は相互間における審議検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

(6) 協会又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするもの又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、協会、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するもの

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公平かつ能率的な遂行を不当に阻害するもの

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすもの

（情報の一部公開）

第8条 体協は、公開申出に係る情報に、非公開情報とそれ以外の情報とが併

せて記録されている場合において、これを分離することが技術的に可能かつ容易であるものについては、当該非公開情報を除いて情報の公開をするものとする。

- 2 公開申出に係る情報に、前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることになる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公開申出に対する決定及び通知）

第9条 体協は、公開申出に係る情報の全部又は一部を公開すると決定したときは、申出者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を情報公開決定通知書（別記第2号様式）又は情報一部公開決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

- 2 体協は、公開申出に係る情報を公開しないと決定したとき（公開申出に係る情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、申出者に対し、その旨を情報非公開等決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（公開決定等の期限）

第10条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開申出があった日の翌日から起算して14日以内に行うものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 体協は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その期間をさらに30日を限度として延長することができる。この場合において、体協は、速やかに延長の理由を申出者あてに、情報公開決定期間延長通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（理由の提示等）

第11条 体協は、第9条各項の規定により公開申出に係る情報の全部又は一部を公開しないときは、申出者に対し、その理由を当該各項の書面により示すものとする。

（情報の公開の方法）

第12条 情報の公開は、協会が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付でその種別、情報化の進展状況等を勘案して行うものとする。

3 体協は、公開申出に係る情報を直接公開することにより、当該情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該情報の写しによりこれを行うことができる。

（費用負担）

第13条 この規程による情報の閲覧又は視聴については、無料とし、写しの交付については、その作成及び送付に要する費用を申出者が負担することとする。

（他の制度等との調整）

第14条 この規程は、他の法令等の規定により、閲覧若しくは縦覧又は謄本若しくは抄本その他の写しの交付の手続が定められている情報については適用しないものとする。

（異議の申出があった場合の手続）

第15条 申出者は、公開決定等について不服があるときは、協会に対して書面により異議の申し出（以下「異議申出」という。）ができる。

2 前項の異議申出は、開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

3 第1項の異議申出があった場合は、協会は、当該異議申出の対象となった公開決定等について再度検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により通知するものとする。

（情報の提供）

第16条 協会は、次に掲げる情報について、閲覧に供し、又はその写しを提供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告
- (4) 収支計算書

- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書
- (9) 収支予算書

2 協会は、前項に掲げる情報については、常に最新のものを提供するよう努めるものとする。

(情報の管理)

第17条 体協は、保有する情報について適正に管理するものとする。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、情報の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から適用する。

附則

この規程は、公益財団法人東京都北区体育協会の設立登記の平成24年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

情報公開申出書

年 月 日

公益財団法人東京都北区体育協会会長殿

氏名（名称）

住所

電話番号（連絡先）

次のとおり情報の公開申出をします。取得した情報は、規定の目的に即して適正に使用します。

<p>1 公開申出に係る情報の件名又は内容</p>	
<p>2 情報の公開を申出することができるものの区分（該当刷る番号を一つ〇で囲んで下さい。</p>	<p>(1) 区内に住所を有する個人 (2) 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (3) 区内に存する学校に在学する者 (4) 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (5) (1) から (4) までに該当しないもの</p>
<p>3 情報の公開を必要とする理由（該当する番号を一つ〇で囲んで下さい。 上記2で(5)を選択した場合は、必ず記入する必要があります。）</p>	<p>(1) 調査・研究 (2) 取材 (3) 学習・勉強 (4) 争訟 (5) その他 ()</p>

第2号様式（第9条関係）

北体協第 号 年 月 日	
情報公開決定通知書 様 公益財団法人東京都北区体育協会 会長	
年 月 日付けの情報の公開申出について、次のとおり公開することを決定したので通知します。	
1 情報の件名	
2 公開の日時	午前 年 月 日 時 分 午後
3 公開の場所	(1) 公益財団法人東京都北区体育協会事務所内 (2) その他
4 事務担当係	公益財団法人東京都北区体育協会事務局 電話番号

(注意)

来所の際は、この通知書をご持参下さい。

第3号様式（第9条関係）

		北体協第 号 年 月 日
<p>情報一部公開決定通知書</p> <p>様</p> <p>公益財団法人東京都北区体育協会 会長</p>		
<p>年 月 日付けの情報の公開申出について、次のとおり情報の一部を公開することを決定したので通知します。</p>		
1 情報の件名		
2 公開の日時	<p>午前</p> <p>年 月 日 時 分</p> <p>午後</p>	
3 公開の場所	<p>(1) 公益財団法人東京都北区体育協会事務所内</p> <p>(2) その他</p>	
4 非公開とする部分の内容及び公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	(内容)	
	(根拠規定)	
	規定第 条第 項に該当するため	
	(理由)	
4 事務担当係	<p>公益財団法人東京都北区体育協会事務局</p> <p>電話番号</p>	

(注意)

- (1) 来所の際は、この通知書をご持参下さい。
- (2) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、体協に対して異議申出をすることができます。

第4号様式（第9条関係）

		北体協第 号 年 月 日
情報非公開決定通知書		
様		
公益財団法人東京都北区体育協会 会長		
年 月 日付けの情報の公開申出について、次のとおり非公開とすることに決定したので通知します。		
1 情報の件名		
2 公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	(根拠規定)	規定第 条第 項に該当するため
	(理由)	
4 事務担当	公益財団法人東京都北区体育協会事 電話番号	

(注意)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、体協に対して異議申出をすることができます。

第5号様式（第9条関係）

北体協第 号
年 月 日

情報公開決定期間延長通知書
様

公益財団法人東京都北区体育協会
会長

年 月 日付けの情報の公開申出について、次のとおり公開決定の期間を遠投したので通知します。

1 情報の件名	
2 延長の期限	年 月 日 まで
3 延長の理由	
4 事務担当係	公益財団法人東京都北区体育協会事務局 電話番号